

追手門学院大学地域スポーツ人材育成コンソーシアム規約

(目 的)

第1条 追手門学院大学(以下「本学」という。)は、「1億総スポーツ社会」の実現に向けた国のスポーツ基本計画にもとづき、本学におけるスポーツ人材育成事業を推進するため産業界、自治体、スポーツ団体等との連携体制を構築・強化し、もって地域や産業と一体となった教育研究活動を展開することにより、我が国と地域の発展に寄与することを目的として、追手門学院大学地域スポーツ人材育成コンソーシアム(以下「本コンソーシアム」という。)を設立する。

(構成等)

第2条 本コンソーシアムは、次の個人、団体等で構成する。

- (1) 本学の学生、卒業生、役員及び教職員
- (2) 本学のスポーツ人材育成事業の趣旨に賛同する企業、行政機関、教育機関、研究機関、スポーツ団体、NPO法人、個人等

2 本コンソーシアムは、本学スポーツ研究センター(以下、単に「センター」という。)が主催する。

(事 業)

第3条 本コンソーシアムは、次の事業を行う。

- (1) スポーツ人材の発掘、育成、活躍促進等に関する実践的研究
- (2) スポーツ人材の育成に関するインターンシップ、課題解決型学習等の実践的な研修プログラムの開発・実施
- (3) スポーツ人材の育成に関する企業、行政機関、スポーツ団体、その他スポーツ組織等との人的交流、共同プロジェクト等の実施
- (4) スポーツ人材の育成に関するセミナー・講演会、スポーツ教室・講座等の開催
- (5) スポーツ人材の育成に関する情報の収集、実態調査等の実施、及び会員への情報提供
- (6) その他、本コンソーシアムの目的達成に必要な教育・研究活動

(会員の入退会)

第4条 本コンソーシアムに入会を希望する者は、所定の様式により入会申込書を事務局に提出し、会長の承認を得るものとする。

2 会員が退会を希望する場合は、所定の様式により退会届を事務局に提出するものとする。

(会 費)

第5条 本コンソーシアムの会費は無料とする。ただし、会員が本コンソーシアムの実施する個々の事業への参加にあたって生じる経費については、別に定める。

(事務局)

第6条 本コンソーシアムの事務局は、本学に置く。

(役 員)

第7条 本コンソーシアムは、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹 事 若干名

2 センター所長が会長として本コンソーシアムを代表し、会務を総括する。

3 センター副所長が副会長として会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理し又は代行する。

4 幹事は会長を助けて会務を行うものとし、会長が委嘱する。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムの適正、円滑な運営を期するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は会長、副会長及び幹事で構成する。

3 運営委員会について必要な事項は、別に定める。

(雑 則)

第9条 本規約に定めるもののほか、本コンソーシアムの運営に必要な事項は、運営委員会の議を経て会長が別に定める。

附 則

この規約は、2018年4月1日から施行する。